

榛東村教育研究所 教育支援センター「すてっぷ榛東」



- 開設 平成30年4月1日
□代表者職氏名 センター長 綿貫 充
□所在地 〒370-3503 北群馬郡榛東村新井152
しんとぴあ 内
□電話／FAX TEL(0279)26-2762 (学校教育課) FAX(0279)54-8225

1 運営の目的

学校生活等への適応が困難で登校できない状態にある児童生徒に対し、学習指導や教育相談などの支援を行い、学校生活への復帰や社会的な自立を目指す。

2 令和8年度職員の構成・分担

職員		業務内容
センター長	1	総括
係長	1	渉外・指導全般
教育指導員	3	教育相談 通室者への支援

3 入室対象者及び令和7年度受入れ状況

(1) 入室対象者

榛東村内の小中学校に在籍する不登校又は不登校傾向の状態にある児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、入室が適当であると認められた者。

(2) 受入れ状況（令和7年度）

中学生 3名

4 令和8年度の開設状況

(1) 開設日時

- ・学校の休業日を除く月曜日～金曜日
- ・午前9時～午後3時30分

(2) 開設期間

- ・1学期 4月7日～ 7月17日
- ・2学期 9月1日～12月24日
- ・3学期 1月7日～ 3月26日

(3) 日時程（例）

時間	主な活動内容
9:00	○朝の会 (活動計画の確認, 立案)
9:30	○学習活動 (教科, 読書, 体験活動など)
12:00	○昼食
13:00	○学習活動, 野外活動 (教科, 読書, 運動など)
15:00	○清掃, 振り返り

*一人一人の実態に応じて、柔軟に時間や活動を設定する。

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

- ①入室について学校と相談する。
 - ②教育指導員と本人・保護者が面談し、指導・支援の方法などを決定する。
 - ③体験入室をする。
 - ④本人・保護者の意思確認をする。
 - ⑤保護者は、入室許可申請書等を在籍校の校長を通して教育長に提出する。
 - ⑥教育長は、センター長、教育指導員と入室の可否を協議の上決定し、校長を通して保護者に通知する。
- ※入室許可は当該年度末までとし、翌年度も入室を希望する場合は、再度、⑤⑥の手続きを行う。

(2) 退室の手続き

①年度途中（転出は除く）の場合

- ア 教育指導員は、本人・保護者の意向を確認し、学校と協議する。
- イ 保護者は、退室承認申請書を在籍校の校長を通して教育長に提出する。
- ウ 教育長は、センター長、教育指導員、学校職員と退室の適否を協議の上決定し、校長を通して保護者に通知する。

※退室後も学校や家庭と連携しながら、必要に応じて相談等の支援を行う。

②転出や年度末の場合

- ア 年度途中における転出や、年度末においては特に手続きを必要とせず、自動的に退室となる。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- ・各月の出席状況や活動内容、センターでの様子などを「出席状況等報告書」として、在籍校に送付する。
- ・在籍校の担任が本センターにおいて、教育相談等を行う場を設定する。
- ・校内教育支援センターとの情報交換を適宜行う。
- ・児童生徒の希望に応じて、オンラインにより授業に参加できるようにする。

- ・校内教育支援センターや相談室，教室に再登校できるようになった後も，必要に応じて学校に出向き，指導・支援を行う。

(2) 家庭との連携

- ・電話や面談による相談を受けたり，必要に応じて関係機関を紹介したりする。
- ・学校と連携し，必要に応じて家庭訪問を行う。
- ・通室児童生徒の保護者と面談し，センターでの様子を伝えたり，家庭での様子を伺ったりする。

(3) 関係機関との連携

- ・SCやSSW，総合教育センターや青少年会館，児童相談所や医療機関などと必要に応じて連絡を取り合い，学校生活への復帰や社会的な自立を支援する。